

—財産的権利等を防衛するためにした暴行が刑法 36 条 1 項にいう

「やむを得ずにした行為」に当たるとされた事例(最高裁平成 21 年 7 月 16 日第一小法廷判決)¹—

I 事実の概要

被告人は、本件敷地および建物につき、株式会社 A 不動産らと共有していた。被告人らが代表取締役である有限会社 B 宅建は平成 3 年にその建物の賃借人の地位を得て、平成 17 年 9 月に転貸借からその明け渡しを受けた。被告人は、翌月、建物の改修等の工事を建築会社に請け負わせたうえ、その一部に居住し、B 宅建の事務所としても使用し始めた。しかし、11 月以降 A 不動産の従業員 C らが 3 度にわたり改修等の工事を中止させ、工事用足場を買い取って建物への立ち入りを困難な状態にし、立入り禁止等の看板の取り付けなどをした。A 不動産は、平成 18 年 9 月までに、明け渡しの仮処分の申し立てをしたが、却下された。ところが、平成 18 年 12 月、C が立入り禁止の看板の取り付けを始めたため、被告人はこれを阻止するため C の胸部を約 10 回押し、最後に右手で突いたところ、C は背中から落ちるように転倒した。第 1 審は傷害罪、控訴審は暴行罪の成立を認めた。

II 判決要旨

相手方らが立入禁止等と記載した看板を被告人方建物に設置することは、被告人らの上記建物に対する共有持分権、賃借権等や業務、名誉に対する急迫不正の侵害に当たるといふべきである。としたうえで、これに対して被告人が上記権利等を防衛するために被告人が相手方の胸部等を両手で突いた暴行は、被告人と C の間には体格差等があることや、被害者が後退して転倒したのは被告人の力のみによるものとは認め難いことなどからすれば、本件暴行の程度は軽微であったといふべきとし、「そうすると、本件暴行は、被告人らの主として財産的権利を防衛するために被害者の身体の安全を侵害したものであることを考慮しても、いまだ被害者らによる上記侵害に対する防衛手段としての相当性の範囲を超えたものといふことはできない。」として、本件暴行については刑法 36 条 1 項の正当防衛が成立して違法性が阻却されるとした。

III 検討

正当防衛の成否が問題となるケースの多くは、生命・身体が侵害された場合のものであるが、本件は財産的権利等を防衛するための暴行行為について、防衛行為の相当性を認め、正当防衛の成立を認めたものであり、財産的権利等への侵害に対する防衛行為の相当性等を考える上で貴重な先例を提供するものと思われる。

本判決は、本件暴行の相当性を肯定するに当たり、「被告人らの主として財産的権利を防衛するために C の身体の安全を侵害したものであることを考慮しても」と判示している。これは、財産的権利等を防衛するために相手方の生命・身体の安全を侵害する行為については、生命・身体の安全を防衛する場合と比較し、相当性の判断基準がある程度厳格とならざるを得ないことを踏まえた判示と思われる。本判決は被告人による暴行の程度が軽微であったことも考慮の上、相当性を肯定しているのであって、財産的権利等を防衛するための身体等に対する実力行使を広く許容したものではないと思われる。

¹ 判例タイムズ 1336 号 61 頁。刑集 63 卷 6 号 711 頁。